

越谷市都市計画審議会委員募集要領

越谷市都市計画審議会の委員を募集します

市では、都市計画法第77条の2第1項の規定に基づき、越谷市都市計画審議会を設置しています。この審議会では都市計画行政の適正な運営を図るため、都市計画案の調査・審議等をしていただく委員の一部を募集します。

1 募集人員

3人以内（委員総数は、18人以内）

2 任期

2年間（令和8年10月8日から令和10年10月7日まで）

※ 会議は平日の午前8時30分～午後5時15分間に開催します。

（年1～4回程度開催予定）

3 応募資格

次の要件のいずれにも該当する方

- (1) 満18歳以上の方
- (2) 市内において、住み、働き、学び、又は活動している方
- (3) 越谷市の他の審議会等の公募による委員でない方
- (4) 越谷市の職員でない方

※ 公募により選任された後に、(2)または(4)に該当しなくなった場合は、委員として失職になります。

4 報酬

委員として会議出席の場合は、所定の報酬をお支払いします。

5 応募方法

(1) 募集期間 令和8年7月1日（水）から7月31日（金）まで（必着）

(2) 応募場所 都市計画課へ直接又は郵送、メール、電子申請で提出

※直接提出の場合は、開庁時間のみ受付（土・日・祝日を除く）。

(3) 提出書類 次の2点を提出してください。

・応募申込書（様式指定）

・「越谷のまちづくりについて」をテーマにした作文（500字以上800字以下、様式自由）

6 選考方法

書類選考。選考結果は本人に通知します。提出いただいた書類はお返ししません。

※ 公募にかかわらず、他の3以上の審議会等に在職している場合は、当審議会の委員には選任できない場合があります。

【お問合せ・提出先】

越谷市 都市整備部 都市計画課（越谷市役所 本庁舎6階）

〒343-8501 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

電話：048-963-9221 FAX：048-965-0948

メール：toshikei@city.koshigaya.lg.jp